

発議第10号

国会において婚姻に伴う改姓の課題解消に向けた議論を求める意見書の提出について

浦安市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月19日

浦安市議会議長 小林章宏 様

提出者

浦安市議会議員

柳 毅一郎

賛成者

浦安市議会議員

広瀬 明子

〃

吉村 啓治

〃

末益 隆志

〃

岡本 善徳

〃

川野辺 則章

〃

美勢 麻里

〃

水野 実

〃

中村 理香子

浦安市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

上野賢一

橋爪雄輔

一瀬健二

深津徳則

宝新

毎田潤子

西川嘉純

工藤由紀子

斉藤哲

広田尚大

田村李瑠

国会において婚姻に伴う改姓の課題解消に向けた議論を求める  
意見書

我が国においては、明治31（1898）年に制定された旧民法で「家制度」が導入され、妻は夫の家に入り、夫婦は同じ家の名字にする制度となった。そこから戦後の民法改正で、夫婦は夫か妻のいずれかの名字を選べるようになったものの、夫婦は同じ名字にするという仕組みはそのまま引き継がれている。

昨今の女性の社会進出ならびに男女共同参画の流れの中、住民票、パスポート、マイナンバーカードなど旧姓表記を認める公的書類が広がる一方で、海外では通用しないなどの事例もあり、現行制度の課題として、労使ともに不利益が指摘されている。また、家名継承にも、依然として課題が残っている。司法の場では平成27年の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところである。

以上のような状況を鑑み国においては、現行制度により不利益を被っている状況を十分に調査し、様々な角度から議論を進め、適切な法制化を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

浦安市議会議長 小林章宏

あて 内閣総理大臣 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 様  
総務大臣 様  
法務大臣 様